

役務契約スライド事務マニュアル

令和2年3月

札幌市財政局管財部契約管理課

(令和4年4月8日一部改正)

目次

1. はじめに	1
2. 適用業務等	1
(1) 適用業務	1
(2) 適用開始時期	1
(3) 契約方法	1
3. 請求日及び基準日等	1
(1) 定義	1
(2) 請求日	2
(3) 基準日	2
4. 契約金額変更の請求等	3
(1) 契約金額変更の確認	3
(2) 契約金額変更の請求	3
5. スライド額の算出	3
(1) スライド額の算出式	3
(2) スライド額算出時の本市積算額	4
6. 入札手続き等	4
(1) 告示等	4
(2) 契約書の取り交わし	4
7. 契約変更時の運用手順等	5
(1) 運用手順	5
(2) 受託者から承諾通知の提出がない場合の取扱い	6
(3) 収入印紙の取扱い	6
(4) 契約変更の起案に係る決裁権者について	6
8. 契約管理課にて実施する契約変更	6
(1) 対象案件	6
(2) 事前協議	6
(3) 契約締結依頼	6
(4) 契約変更の締結	7

【 別紙 】

(別紙 1)	(スライド特約条項)	8
(別紙 2)	「スライド特約条項」に係る特記仕様書	9

【 参考例 】

(参考 1)	スライド額の算出例	10
(参考 2)	(事務フロー)	14
(参考 3)	(事務フロー (契約管理課への依頼))	15

【 様式 】

(様式 1)	契約金額の変更について (請求)	16
(様式 2-1)	契約金額変更額の決定について (通知)	17
(様式 2-2)	スライド額等算出計算書	18
(様式 3)	承諾通知	19
(様式 4)	契約金額変更の請求取下げについて (通知)	20
(様式 5-1)	契約金額変更 (スライド額なし) について (通知)	21
(様式 5-2)	スライド額等算出計算書	22
(様式 6)	契約金額の変更請求の却下について (通知)	23
(様式 7)	スライド特約条項に基づく契約金額変更 (伺)	24
(様式 8)	契約金額変更の請求取下げ決定 (伺)	25
(様式 9)	契約変更の締結依頼書	26
(様式 10)	契約変更締結依頼取下げ書	27
(様式 11)	契約変更締結依頼返戻書	28

1. はじめに

この運用マニュアルは、市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針（平成 25 年 1 月 22 日管財部長決裁。以下「運用方針」という。）に基づき、契約期間が複数年にわたる建物の清掃、警備、ボイラー等設備運転・監視等及び電話交換業務（以下「建物の清掃警備等業務」という。）において、業務従事者の賃金水準となる労務単価の変動に伴う契約金額の変更に係る制度（以下「スライド制度」という。）について、契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算出方法や本市と受託者間における契約変更の手順等について、その取扱いを示したものである。

スライド制度の運用にあたっては、運用方針及び本運用マニュアルに基づき行うこと。

2. 適用業務等

(1) 適用業務

スライド制度は、賃金水準である労務単価の変動に伴い契約金額の変更を行うものであるため、競争入札に付している役務契約のうち、統一した積算体系及び労務単価にて積算を行っている、次の 4 業務を対象とする。

- ア 建物の清掃業務
- イ 建物の警備業務（機械警備及び巡回警備を除く。）
- ウ 建物のボイラー等設備運転・監視等業務（業務従事者が常駐して行うものに限る。）
- エ 電話交換業務

(2) 適用開始時期

原則として、履行開始が令和 2 年 10 月 1 日以後となる案件から適用する。

(3) 契約方法

長期継続契約による月額契約とすること。

3. 請求日及び基準日等

(1) 定義

スライド制度に係る定義は、次のとおり。

- | | |
|------|---|
| 請求日 | : 本市が受託者から契約金額変更の請求を <u>書面にて受領した日</u> をいう。 |
| 基準日 | : 契約金額の変更起点日をいう。スライド制度に基づき契約金額の変更を行ったときは、 <u>基準日以後の履行に係る契約金額から変更となる。基準日は、履行開始日から起算して 13 か月目と 25 か月目（履行開始日が月末の場合を除く。）の 1 日（初日）とする。</u> |
| 労務単価 | : 毎年度、財政局管財部契約管理課が示す「市有施設維持管理業務に係る労務単価」に掲げる各技術者区分の日額単価をいう。 |

(2) 請求日

スライド制度に基づく契約金額の変更請求は、受託者から本市に対し、(様式1)「契約金額の変更について(請求)」(以下「請求書面」という。)によりなされる。

請求日は、本市が受託者からの請求書面を受領した日となる。そのため、受託者から請求書面を受領したときは、受付印を押印し受領日を明確にすること。

なお、受託者が送付等により閉庁日に請求書面を提出した場合は、翌開庁日が請求日となる。

請求日が、基準日の属する月の前月(以下「請求可能期間」という。)でなければ、契約金額の変更を行うことができないことに留意すること。

(3) 基準日

履行開始日から起算して13か月目と25か月目の1日(初日)とする。

ただし、24時間又は深夜に役務の提供を受ける場合で、かつ、履行開始日が月末であるときは(9月30日17:15から履行開始等)、履行開始日から起算して14か月目と26か月目の1日を基準日とする。このとき、(別紙1)「スライド特約条項」(以下「スライド条項」という。)第1条に定めている基準日を当該基準日に換える必要があるので留意すること。

契約金額の変更は、基準日以後の契約期間(履行分)が対象となる。

【参考例1】

1. 履行期間

令和2年10月1日～令和5年9月30日

2. 基準日(履行開始日から起算して13か月目と25か月目の1日)

① 令和3年10月1日

② 令和4年10月1日

3. 請求可能期間(基準日が属する月の前月)

① 令和3年9月

② 令和4年9月

→ 令和3年10月及び令和4年10月契約金額から、それぞれ契約金額が変更となる。

【参考例2】

1. 履行期間

令和2年9月30日(17:15～)～令和5年9月30日(～17:15)

2. 基準日(履行開始日から14か月目と26か月目の1日)

① 令和3年10月1日

② 令和4年10月1日

3. 請求可能期間(基準日が属する月の前月)

① 令和3年9月

② 令和4年9月

→ 令和3年10月及び令和4年10月契約金額から、それぞれ契約金額が変更となる。

4. 契約金額変更の請求等

(1) 契約金額変更の確認

受託者から請求書面を受領する前に、受託者とスライド額発生の有無等について確認を行うこと。このとき、スライド額の算定誤りを防止するため、当該算定は担当職員のみで行わず、複数職員で確認すること。また、必要に応じ契約管理課に確認を行うこと。

受託者と事前に確認を行う事項は、主に次のとおりとする。

ア 積算に使用している労務単価

イ スライド額発生の有無

ウ スライド額

エ 基準日及び請求可能期間

※ 当該確認については、これにより契約変更を約定するものではなく、あくまで不要な申請手続き等を避けるためのものであることに留意すること。そのため、書面により確認を行うことを求めるものではなく、また当該確認について受託者と約定しているものではない。

(2) 契約金額変更の請求

スライド額発生の有無等の確認の結果、受託者が契約金額の変更を要すると判断した場合、受託者から本市に対し、請求書面によりスライド制度に基づく契約金額変更の請求がなされる。

請求可能期間以外に受託者から請求書面の提出があった場合、当該請求を却下することとし、(様式6)「契約金額の変更請求の却下について(通知)」(以下「却下通知」という。)により、受託者に対し通知すること。

5. スライド額の算出

(1) スライド額の算出式

$$S = [X^2 - X^1 - (X^1 \times 1/100)]$$

(ただし、 $X^2 - X^1 > (X^1 \times 1/100)$)

.....
 S : スライド額

X^1 : 変更前の契約金額 (税抜)

X^2 : 変更後 (基準日) の労務単価にて算出した X^1 に相当する額

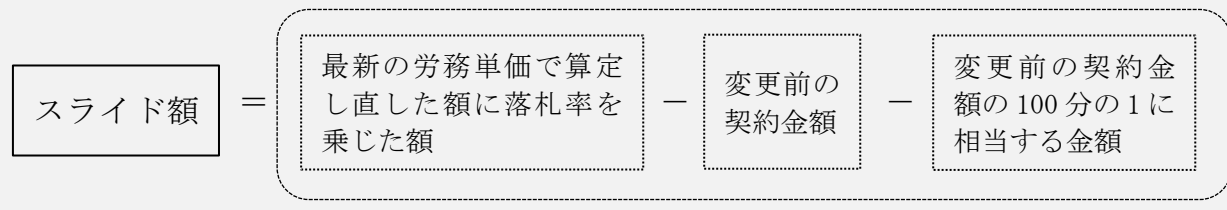
(1円未満の端数切捨て)

($X^2 = a \times \beta$ (a : 落札率、 β : 札幌市積算額 (税抜))

※ $X^1 \times 1/100$: 1円未満の端数切捨て

※ a (落札率) : 小数点第7位切上げ

(スライド額の算定イメージ図)



(2) スライド額算出時の本市積算額

積算体系及び経費率等は当初積算時のものとする。変更するのは労務単価及びそれに伴い変動する直接人件費等に限り、歩掛り及びその他の見積り等により採用した単価については当初積算時のものとする。

6. 入札手続き等

(1) 告示等

ア 一般競争入札

告示する契約書本文に「スライド条項」及び(別紙2)「スライド特約条項」に係る特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)を添付する。

イ 指名競争入札

指名通知書を送付する際、「スライド条項」及び「特記仕様書」を契約書本文に添付したうえで、指名通知書と併せて送付する。

【指名通知書(抜粋)】

4 入札の手続き等

- (1) 契約条件等
- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 契約条件等 | { | <input checked="" type="checkbox"/> 別添「契約書案」のとおり |
| | | <input type="checkbox"/> 札幌市入札情報サービスに掲載する標準契約約款のとおり |
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書または請書の作成 要。ただし、詳細は契約担当課の指示によること。

「スライド条項」及び「特記仕様書」を添付しているため。

(2) 契約書の取り交わし

契約書を取り交わす際、契約書本文にスライド制度について約定した「スライド条項」及び「特記仕様書」を添付すること。

契約変更を実施する際は、「スライド条項」及び「特記仕様書」に基づき受託者から契約金額の変更請求を受けることとなる。

7. 契約変更時の運用手順等

(1) 運用手順

ア スライド適用の確認

受託者がスライド制度に基づき契約金額の変更を希望する場合、当該変更に係る請求を受領する前に、発注課にてスライド額を算出し、受託者と契約金額変更の可否等について調整を行う。

イ 契約変更の請求受領

受託者から請求書面を受領する。

請求日は、本市が請求書面を受領した日となるため、書面を受領した際は受付印を押し、受領日を明確にする。

ウ スライド額の算出

受託者から請求書面を受領した後、本市はスライド額の算出を行う。

エ スライド額決定の通知

スライド額の算定結果について、決裁権者までの決裁を受けた後、受託者に対し書面により当該算出結果を通知する。

算定の結果、スライド額が発生する場合は（様式2-1）「契約金額変更額の決定について（通知）」（以下「変更額決定通知」という。）にて、スライド額が発生しない場合は（様式5-1）「契約金額変更（スライド額なし）について（通知）」により、それぞれ通知する。

上記通知は、いずれも請求日の翌日から起算して21日以内に受託者が受領するよう行う。却下通知も同様の期日内に通知する。

なお、当該期日内に通知が困難な場合、その旨受託者に報告したうえで、通知期限を別途受託者と協議し定めたうえで、当該期限内に通知する。

オ 承諾通知の受領

変更決定通知を通知したときは、受託者から（様式3）「承諾通知」を受領する。承諾通知は、本市が別途指定した期日（以下「指定日」という。）までに提出させること。

指定日は、受託者と協議のうえ決定することとするが、原則として、変更額決定通知を通知した日の翌日から起算して14日以内を目途に設定することとし、変更額決定通知に指定日を記載すること。

受託者から承諾通知を受領したときは、これを所属の課長等まで供覧する。

なお、スライド条項に基づく契約金額の変更は、承諾通知を本市が受領した日に成立する。そのため、受託者から承諾通知を受領したときは、受付印を押し受領日（変更契約の成立日）を明確にすること。

(2) 受託者から承諾通知の提出がない場合の取扱い

受託者から指定日までに承諾通知の提出がない場合、受託者からの契約金額の変更請求は取り下げられたものとみなし、決裁権者までの決裁を受けた後、受託者に対し、(様式4)「契約金額変更の請求取下げについて(通知)」(以下「取下げ通知」という。)により通知する。

(3) 収入印紙の取扱い

承諾通知には、収入印紙が必要となる。

印紙税の額は、契約変更対象期間の総額(契約変更額(スライド額)×契約変更対象履行期間)にて判断することになる。

(4) 契約変更の起案に係る決裁権者について

スライド額の算定結果について、決裁権者までの決裁を受けることとなるが、当該決裁権者は原則として、契約締結時における決裁権者とする。ただし、スライド額算定の結果、変更後の契約金額における決裁権者が契約締結時の決裁権者より上位である場合は、当該決裁権者までの決裁を受けること。

8. 契約管理課にて実施する契約変更

(1) 対象案件

スライド制度の適用対象業務のうち、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日付け財政局理事決裁)第84条の2及び役務契約の契約締結依頼に係る運用方針(平成30年4月3日付け管財部長決裁)に基づき、契約管理課長にて契約締結を行った役務契約については、スライド制度に基づく契約変更について、上記7(1)の運用手順にかかわらず、課長等は契約管理課長に対し契約変更の締結依頼をすることができる。

(2) 事前協議

課長等は、受託者とスライド額の有無等の事前確認したうえで、請求書面を受領する。

このとき、受託者から請求書面を受領する前に、契約管理課長に対し、受託者とスライド額の調整を行っている旨、報告(書面不要)すること。

(3) 契約締結依頼

ア 課長等は、受託者から請求書面を受領したときは、速やかに契約管理課長に対し、(様式9)「契約変更の締結依頼書」(以下「締結依頼書」という。)にて依頼すること。

イ 課長等は、あらかじめ契約管理課長の承諾を得たうえで、契約管理課長に対し(様式10)「契約変更締結依頼取下げ書」を送付することにより、契約変更の締結依頼の取下げを行うことができる

ウ 契約管理課長は、契約変更の締結依頼に関し、締結依頼が速やかに行われなかったこと等、課長等の責めに帰すべき事由により契約変更手続きに支障が生じたときは、当該締結依頼を差戻すことができる。

(4) 契約変更の締結

ア 課長等から締結依頼書を受領した後、契約管理課長はスライド制度に基づく契約変更の締結手続きを行う。

イ 契約管理課長は当該締結依頼を行った課長等に対し、その結果を（様式 11）「契約変更締結依頼返戻書」（以下「依頼返戻書」という。）により通知する。

なお、スライド額算出の結果、契約金額の変更がなかった場合及び受託者から承諾通知の提出がなく、契約金額の変更請求が取り下げられたものとみなした場合であっても、契約管理課長はその結果を課長へ依頼返戻書により通知する。

(スライド特約条項)

第1条 受託者は、労務単価（本市が発注する市有施設維持管理業務の積算に用いる労務単価をいう。以下同じ。）の変動により、契約金額が不相当となったと認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から起算して13か月目と25か月目の1日（初日）をいう。以下同じ）が属する月の前月（以下「請求可能期間」という。）に限り行うことができる。

第2条 受託者は、前条の請求について、請求日（契約金額の変更について、受託者からの書面による請求を委託者が受領した日（閉庁日を除く。）をいう。以下同じ。）が請求可能期間内となるよう当該請求をしなければ、これを行うことができない。ただし、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、請求期間内に当該請求をすることができない場合はこの限りでない。

第3条 委託者は、第1条及び第2条に基づく請求があったときは、変更前の契約金額と変更後の契約金額（変動後の労務単価を基礎として算出した変更前の契約金額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変更前契約金額の100分の1を超える額について、契約金額の変更に応じなければならない。なお、本条でいう契約金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。契約金額の変更に係る算出方法は、別紙「スライド特約条項」に係る特記仕様書に定めるとおり。

第4条 委託者は受託者に対し、原則として請求日の翌日から起算して21日以内に、契約金額の変更等に係る通知（以下、「変更通知」という。）を書面により行わなければならない。

なお、請求日の翌日から起算して21日以内に変更通知を書面により行うことが困難なときは、委託者はその旨受託者へ報告し、変更通知の通知期限を、受託者と別途定め、当該通知期限までに変更通知を書面により行わなければならない。

第5条 受託者は、前条の規定に基づき委託者から変更通知を受領したときは、原則として、委託者が別途指定した期日（以下「指定日」という。）までに、委託者に対し契約金額変更の承諾に係る通知（以下、「承諾通知」という。）を書面により行わなければならない。なお、指定日は変更通知にて通知するものとする。

受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により承諾通知の提出が遅延するときは、指定日までに委託者に報告すること。

委託者は、受託者の承諾通知の提出の遅延について受託者の責めに帰すべきことができない事由によるものと認められるときは、承諾通知の提出期限について延長した期限を指定することができる。

第6条 受託者から指定日（提出期限を延長した場合は、当該延長後の期日）までに、承諾通知の提出が行われなかったときは、委託者は、受託者の第1条及び第2条の規定に基づく請求は取り下げられたものとみなし、その旨を速やかに受託者に対し書面により通知しなければならない。

第7条 委託者は、第1条及び第2条の規定に基づく請求があったときは、契約金額に変更がない場合であっても、第4条に定める期限内に、受託者に対し書面により通知しなければならない。

第8条 第1条及び第2条の規定による請求に基づく契約金額の変更は、第5条の承諾通知の提出をもって成立したものとし、受託者は、基準日以後の履行に係る契約金額の請求から、変更通知に記載した変更後の契約金額にて契約金額の請求をすることができる。

「スライド特約条項」に係る特記仕様書

本契約は、スライド特約条項（以下、「スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 本契約におけるスライド条項を適用する業務は次のものをいう。

仕様書 ○ 業務内容 ○○○

- 2 本契約における契約変更前の本市積算時の適用労務単価は、次のものをいう。

(1) ○○A : _____ 円

(2) ○○B : _____ 円

(3) ○○C : _____ 円

スライド条項に基づき2回目の変更を行う場合は、本市が直接のスライド条項に基づき契約金額の変更を行った際に示す適用労務単価とする。

- 3 スライド条項に基づく契約金額の算出方法は次のとおりとする。

次の(1)~(3)に示す金額は、消費税及び地方消費税額を控除した金額とする。

- (1) 変更金額（以下、「スライド額」という。）

本市積算による算出とする。

基準日時点の労務単価にて算出した本市の積算金額に契約当初の落札率（小数点第7位切上げ）を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）から、契約変更前の契約金額を控除した金額について、契約変更前の契約金額の1/100（1円未満の端数切捨て）を超える金額を、スライド額とする。

なお、スライド額は労務単価の変動に伴う直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等に係る積算額であって、その他の積算額の変更は行わない。

- (2) スライド額の算出式

$$S = X^2 - X' - (X' \times 1/100)$$

ただし、 $X^2 - X' > (X' \times 1/100)$

S : スライド額

X' : 契約変更前の契約金額

X^2 : 基準日時点の労務単価にて算出した X' に相当する金額

($X^2 = \alpha \times \beta$ (α : 落札率、 β : 札幌市積算額))

- (3) 変更後の契約金額

変更前の契約金額に上記の方法にて算出したスライド額を加算した金額

- 4 契約変更

上記3(3)により算出した変更後の契約金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満の端数切捨て）を新たな契約金額とし、契約変更を行う。

【算出例1】

<対象業務等>

1. 対象業務	: 清掃業務 (月額契約)
2. 契約金額	: 525,400 円 (税抜) 577,940 円 (税込)
3. (当初)積算金額	: 608,400 円 (税抜) 669,240 円 (税込) (税率 10%)
4. 落札率	: 86.3577% (小数点第7位を切上げ)

<(当初)本市積算>

1. 直接人件費	・ ・ ・ ・ ・	354,910 円
(労務単価)		
(1) 清掃員 A	11,600 円	
(2) 清掃員 B	9,300 円	
(3) 清掃員 C	8,400 円	
2. 直接物品費	・ ・ ・ ・ ・	21,294 円
	354,910 円 (直接人件費) × 6% (直接物品比率)	
3. 業務管理費	・ ・ ・ ・ ・	37,620 円
	376,204 円 (直接人件費 + 直接物品費) × 10% (業務管理費率)	
4. 一般管理費等	・ ・ ・ ・ ・	78,626 円
	413,824 円 (直接人件費 + 直接物品費 + 業務管理費) × 19% (一般管理費等率)	
5. 契約管理課提示単価による積算額	・	47,337 円
6. 参考見積	・ ・ ・ ・ ・	68,667 円

→ 1～6の合算額 = 608,454 円
端数処理後 (本市積算) = 608,400 円

<変動後（基準日）の労務単価にて算出した本市積算>

- 1. 直接人件費 377,150 円
(労務単価)
 (1) 清掃員A 12,400 円 (当初労務単価 + 800 円)
 (2) 清掃員B 9,900 円 (" + 600 円)
 (3) 清掃員C 8,900 円 (" + 500 円)
- 2. 直接物品費 22,629 円
377,150 円 (直接人件費) × 6% (直接物品比率)
- 3. 業務管理費 39,977 円
399,779 円 (直接人件費+直接物品費) × 10% (業務管理費率)
- 4. 一般管理費等 83,553 円
439,756 円 (直接人件費+直接物品費+業務管理費) × 19% (一般管理費等率)
- 5. 契約管理課提示単価による積算額 . 47,337 円
- 6. 参考見積 68,667 円

1. 労務単価以外の、人工数、経費率及び参考見積額等の変更は行わない。
 2. 労務単価が下がった場合であっても、変更後（基準日）の労務単価で算出すること。

端数処理の方法も当初積算と同様。

→ 1～6の合算額 = 639,313 円
 端数処理後（本市積算） = 639,300 円

- 7. スライド額算出時の適用金額 . . 552,084 円 (1円未満の端数切捨て)
639,300 円 (本市積算) × 86.3577% (落札率)

<スライド額等>

- 1. スライド額 21,430 円
(算出式)
552,084 円 ((基準日) 労務単価による本市積算 × 落札率)
- 525,400 円 (変更前契約金額) - 5,254 円 (変更前契約金額 × 1/100)
- 2. 変更後の契約金額 . . . 546,830 円 (税抜) (525,400 円 + 21,430 円)
601,513 円 (税込)

【算出例2】

<対象業務等>

1. 対象業務	: 警備業務 (月額契約)
2. 契約金額	: 1,408,000 円 (税抜) 1,548,800 円 (税込)
3. (当初) 積算金額	: 1,646,500 円 (税抜) 1,811,150 円 (税込) (税率 10%)
4. 落札率	: 85.5148% (小数点第7位を切上げ)

<(当初)本市積算>

1. 直接人件費	1,256,000 円
(労務単価)	
(1) 警備員 B	10,700 円
(2) 警備員 C	9,500 円
2. 直接物品費	12,560 円
	1,256,000 円 (直接人件費) × 1% (直接物品比率)
3. 業務管理費	228,340 円
	1,268,560 円 (直接人件費 + 直接物品費) × 18% (業務管理费率)
4. 一般管理費等	149,690 円
	1,496,900 円 (直接人件費 + 直接物品費 + 業務管理費) × 10% (一般管理費等率)
→ 1~4の合算額 = 1,646,590 円	
端数処理後 (本市積算) = 1,646,500 円	

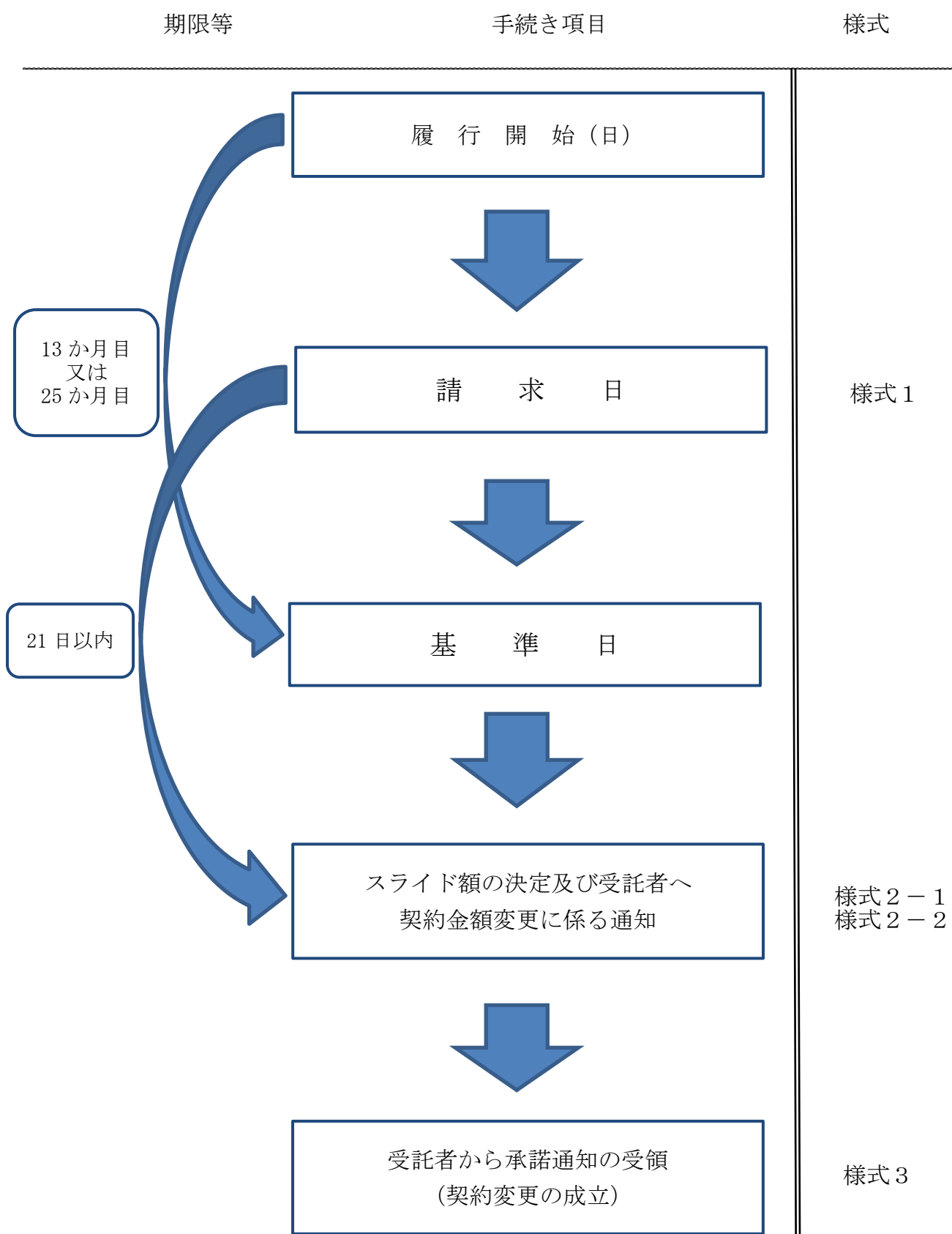
＜変動後（基準日）の労務単価にて算出した本市積算＞

1. 直接人件費	・ ・ ・ ・ ・	1,313,980 円
(労務単価)		
(1) 警備員B	11,200 円 (〃 + 500 円)
(2) 警備員C	9,900 円 (〃 + 400 円)
2. 直接物品費	・ ・ ・ ・ ・	13,139 円
1,313,980 円 (直接人件費) × 1% (直接物品比率)		
3. 業務管理費	・ ・ ・ ・ ・	238,881 円
1,327,119 円 (直接人件費 + 直接物品費) × 18% (業務管理費率)		
4. 一般管理費等	・ ・ ・ ・ ・	156,600 円
1,566,000 円 (直接人件費 + 直接物品費 + 業務管理費) × 10% (一般管理費等率)		
→ 1～4の合算額 = 1,722,600 円		
端数処理後 (本市積算) = 1,722,600 円		
5. スライド額算出時の適用金額	・ ・	1,473,077 円 (1円未満の端数切捨て)
1,722,600 円 (本市積算) × 85.5148% (落札率)		

＜スライド額等＞

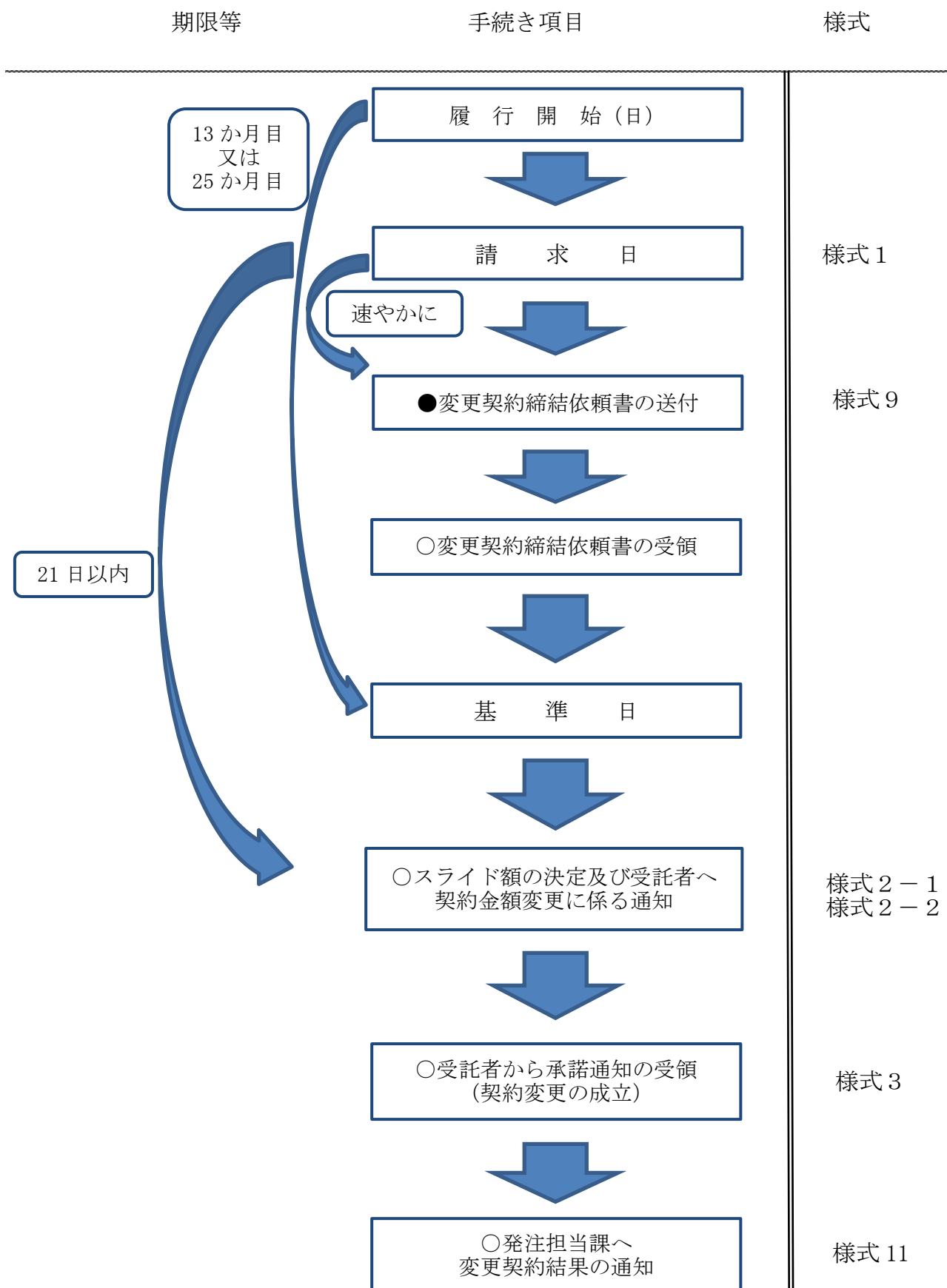
1. スライド額	・ ・ ・ ・ ・	50,997 円
(算出式)		
1,473,077 円 ((基準日) 労務単価による本市積算 × 落札率)		
－ 1,408,000 円 (変更前契約金額) － 14,080 円 (変更前契約金額 × 1/100)		
2. 変更後の契約金額	・ ・ ・	1,458,997 円 (税抜) (1,408,000 円 + 50,997 円)
1,604,896 円 (税込)		

(事務フロー)



(事務フロー (契約管理課への依頼))

●発注担当課 ○契約管理課



年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

契約金額の変更について(請求)

下記の役務契約に関して、スライド特約条項第1条及び第2条に基づき、契約金額の変更を請求します。

記

1. 役務の名称

2. 契約金額

月額金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3. 契約締結日

年 月 日

4. 履行期間

年 月 日 から 年 月 日まで

札 第 号
年 月 日

(受託者宛)

様

札幌市長

契約金額変更額の決定について (通知)

年 月 日付で請求のあった、「契約金額の変更について (請求)」に基づき、変更後の契約金額等を次のとおり決定しましたので、通知いたします。

下記 5 にて示した指定日までに別紙「承諾通知」を提出してください。

本市への報告なく指定日までに承諾通知の提出がない場合、スライド特約条項第 6 条に基づき、契約変更の請求は、取り下げられたものとみなしますので、ご承知おきください。

記

1. 役務の名称

2. 履行期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. 変更後契約金額 (基準日以降の履行期間に係る契約金額)

月額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

4. スライド額

円 (税抜)

5. その他

請求日	年 月 日
基準日	年 月 日
変更前契約金額	月額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
スライド額算出内訳	別紙 (裏面)「スライド額等算出計算書」のとおり
契約変更成立時期	別紙承諾通知の提出があった日
指定日	年 月 日
承諾通知の提出先	札幌市〇〇〇局 (区) 〇〇〇部〇〇〇課〇〇〇係

※ 基準日は履行開始日から起算して 13 か月目と 25 か月目の 1 日 (初日) です。

※ 変更後契約金額は、基準日以後の履行分から適用となります。

スライド額等算出計算書

1. 役務の名称

2. 適用労務単価

(変更前の適用労務単価)

(基準日時点の労務単価)

(次回変更時の変更前適用労務単価))

(1) ○○○A : _____円

(1) ○○○A : _____円

(2) ○○○B : _____円

→ (2) ○○○B : _____円

(3) ○○○C : _____円

(3) ○○○C : _____円

3. スライド額等

(1) 算定式

$$\text{スライド額} = X^2 - X^1 - (X^1 \times 1/100)$$

(ただし、 $X^2 - X^1 > (X^1 \times 1/100)$)

X^1 : 契約変更前の契約金額 (税抜)

X^2 : 基準日時点の労務単価にて算出した本市積算額 (税抜) × 契約当初の落札率

(2) 算定額

ア X^1 : ○○円

イ X^2 : ○○円

ウ $X^1 \times 1/100$: ○○円 (1円未満の端数切捨て)

(3) スライド額

円

$$(\text{○} \text{○} \text{円} - \text{○} \text{○} \text{円} - (\text{○} \text{○} \text{円} \times 1/100))$$

4. 変更後の契約金額

(1) 月額金 ○○円 (税抜)

($X^1 + \text{スライド額}$)

(2) 月額金 ○○円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)

((1) + (1) × 消費税及び地方消費税率)

印 紙
貼 付

(様式3) 承諾通知

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
受託者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

承諾通知

年 月 日付(札 第 号)により通知のあった「契約金額変更額の決定について(通知)」について、スライド特約条項第5条に基づき、下記のとおり承諾します。

記

1. 役務の名称

2. 履行期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. 基準日(基準日以後の契約金額は下記5のとおり)

年 月 日

4. 変更前契約金額

月額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

5. 変更後契約金額

月額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

6. スライド額

円(税抜)

7. 請求金額

上記3基準日以後履行分の請求から、上記5変更後契約金額にて請求を行う。

札 第 号
年 月 日

(受託者宛て)

様

札幌市長

契約金額変更の請求取下げについて (通知)

年 月 日付 (札 第 号)「契約金額変更額の決定について (通知)」により、スライド額等について通知いたしましたが、指定日である 年 月 日までに承諾通知の提出がなく、また、承諾通知の提出遅延について、本市への報告もありませんでした。

つきましては、年 月 日付で請求のあった、「契約金額の変更について (請求)」について、スライド特約条項第6条に基づき、請求を取り下げたものとみなし、契約金額の変更は行わないことといたします。

記

1. 役務の名称

2. 履行期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. スライド額

円 (税抜)

4. 取下げ決定理由

契約金額の変更について、指定日までに承諾通知の提出がなかったため。

札 第 号
年 月 日

(受託者宛て)

様

札幌市長

契約金額変更(スライド額なし)について(通知)

年 月 日付で請求のあった、「契約金額の変更について(請求)」について、スライド特約条項第7条に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

1. 役務の名称

2. 履行期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. スライド額

0円(契約金額の変更なし)

4. 理由

契約変更額が、現在の契約金額の100分の1を超えないため。

5. スライド額算出計算書

別紙(裏面)のとおり

スライド額等算出計算書

1. 役務の名称

2. 適用労務単価

(変更前の約定単価)

(基準日時点の労務単価)

(1) ○○○A : _____円

(1) ○○○A : _____円

(2) ○○○B : _____円

→

(2) ○○○B : _____円

(3) ○○○C : _____円

(3) ○○○C : _____円

3. スライド額等

(1) 算定式

$$\text{スライド額} = X^2 - X^1 - (X^1 \times 1/100)$$

(ただし、 $X^2 - X^1 > (X^1 \times 1/100)$)

X^1 : 契約変更前の契約金額 (税抜)

X^2 : 基準日時点の労務単価にて算出した本市積算額 (税抜) × 契約当初の落札率

(2) 算定額

ア X^1 : ○○円

イ X^2 : ○○円

ウ $X^1 \times 1/100$: ○○円 (1円未満の端数切捨て)

(3) スライド額

0円 (契約金額の変更なし)

(○○円 - ○○円 - (○○円 × 1/100))

札 第 号
年 月 日

(受託者宛て)

様

札幌市長

契約金額変更の変更請求の却下について(通知)

年 月 日付で請求のあった、「契約金額の変更について(請求)」について、下記の理由により、請求を却下いたします。

記

1. 役務の名称

2. 履行期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. 請求日

年 月 日

4. 理由

請求日が、スライド特約条項第1条及び第2条にて定めている契約金額の変更請求が可能な期間ではなかったため。

スライド特約条項に基づく契約金額変更 (伺)					
年 月 日 起案			TEL		
年 月 日 決裁					
主 管	局 長	部 長	課 長	係 長	係
合 議					

契約の相手方から、スライド特約条項に基づき契約金額変更の請求がなされたことから、下記のとおり、(□ 契約金額変更の決定及びこれに伴う経費の支出、□ 契約金額変更無しの決定、□ 請求却下の決定) を行ってよろしいか伺います。

記

役務の名称	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 (か月)
契約の相手方	
請求日	年 月 日
基準日	年 月 日
現在の契約書等	別添 のとおり
変更後契約金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) (変更前契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円))
スライド額	_____円 (スライド額等算出計算書 別添 のとおり)
予 算 科 目 (年度)	款) 大) 項) 中) 目) 小) 節)
変 更 内 容 等	<input type="checkbox"/> スライド額決定通知 (案) 別添 のとおり <input type="checkbox"/> 承諾通知 (案) 別添 のとおり <input type="checkbox"/> 変更後の契約金額適用期間等 基準日以後の履行分に係る請求から適用する。 <input type="checkbox"/> 請求却下通知 (案) 別添 のとおり

※ 契約管理課にて行う場合は、適宜修正のうえ使用する。

契約金額変更の請求取下げ決定 (伺)					
年 月 日 起案			TEL		
年 月 日 決裁					
主 管	局 長	部 長	課 長	係 長	係

標記の件について、契約金額の変更額について 年 月 日付で契約の相手方へ通知しましたが、指定日までに承諾通知の提出がありませんでした。

つきましては、契約の相手方から 年 月 日付で請求のあった契約金額変更について、スライド特約条項第6条の約定に基づき、契約の相手方は取り下げたものとみなし、下記のとおり、取扱うこととしてよろしいか伺います。

記

役務の名称	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 (か月)
契約の相手方	
承諾通知提出に係る指定日	年 月 日
請求取下げ決定通知 (案)	別添 のとおり
請求取下げ日	年 月 日
契約金額の変更について (請求)	別添 のとおり
スライド額決定通知	別添 のとおり

契約締結依頼書

(伺)
 下記のとおり、契約管理課長宛て契約変更の締結を依頼してよろしいか伺います。

			発注担当課			経理担当課			
	局長	部長	課長	係長	係	課長	係長	係	
	起案		年	月	日	決裁	年	月	日

契約管理課長 様

課長

契約変更の締結依頼書

スライド特約条項に基づく契約金額の変更について、下記のとおり、契約変更の締結を依頼します。

記

役 務 の 名 称	
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 (か月)
請 求 日	年 月 日
スライド概算額	円
予 定 基 準 日	年 月 日
予 算 科 目 (年度)	款) 大) 項) 中) 目) 小) 節)
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 受託者からの契約金額変更に係る請求書類 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	
発 注 担 当	(所属) (担当) (電話)

契約管理課受領

年 (年) 月 日

契約管理課長 様

課長

契約変更締結依頼取下げ書

先にご依頼したスライド特約条項に基づく契約金額の変更について、下記のとおり、契約締結依頼を取下げいたします。

記

役務の名称	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契約の相手方	

<取下げ理由>

- 事業の変更により、契約変更を要さなくなったため
- その他 ()

年 (年) 月 日

課長 様

契約管理課長

契約変更締結依頼返戻書

先にご依頼のあったスライド特約条項に基づく契約金額の変更について、下記のとおり、契約変更の締結依頼書を返戻いたします。

記

役務の名称	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契約の相手方	

<返戻理由>

契約変更が成立したため (変更内容等は次のとおり)

スライド額	円 (税抜)
変更後契約金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
基準日	年 月 日
連絡事項	<input type="checkbox"/> 契約変更後の請求金額について 変更後の契約金額は、基準日以後の履行に係る請求金額からとなります。 そのため、契約金額の請求日が基準日以後であっても、基準日以前の履行に係る請求であった場合は、変更前の契約金額となりますのでご注意ください。 <input type="checkbox"/> その他

契約変更が発生しなかったため

理由 : スライド額を算出した結果、スライド額が0円だったため。

契約の相手方から、指定日までに承諾通知の提出がなかったため。

契約変更の締結依頼取り下げのため

その他 ()